

5 労働安全衛生に関する法制度

中国政府は、「安全第一、予防重視」の政策に基づいて、法律、規則、基準の制度を設け、実施に移した。1992年以降、労働法、鉱業安全法、その他の法規が整備され、実施されている。これらの法律や規則は安全で衛生的な労働条件を確保するための手段を提供している。それらの法規は中国の労働安全衛生制度を改善し、監督機能を強化した。政府や労働安全衛生専門家、労働組合、企業の管理スタッフの協力によって、労働災害の増加傾向は1996年ごろから基本的に歯止めがかかってきたとされている。

6 労働施策をめぐる最近の動向

労働者の権利を保護・強化する「労働契約法」が採択・施行

2007年6月29日、中国で労働契約法が全国人民代表大会常務委員会により採択され、公布された。公布後は、約6か月の周知期間をおき、2008年1月1日から施行された。

(1) 立法の経緯と労働契約の現状

中国では、1986年から使用者と労働者との間で労働契約を締結し、双方の権利及び義務を明確にすることが政府と党によって奨励されるようになった。

1995年1月には労働法が施行され、労働契約に関する原則が定められ、明文化した労働契約の締結が労働法で定められた。しかし、労働契約制度は中国ではあまり普及していないのが実情で、労働の現場では、労働者の権利を侵害するような弊害が生じているといわれていたことから、国務院の労働・社会保障部が中心となり、労働契約の詳細を規定する労働契約法の起草作業が進められた。

このように、労働契約法は労働法を補完するもので、労働者の保護を目的とした内容となっている。注目度は高く、政府が第1次草案についてパブリックコメントを求めた際には約19万件の意見が寄せられた。

〈表2-64〉労働契約法公布までの経過

1995年	1月	労働法施行、労働契約法の起草作業が進められる。
2005年	12月	全国人民代表大会常務委員会会議に労働契約法の草案が上程される。
2006年	3月	草案が公表される。
	4月	草案に対する意見（パブリックコメント）の締め切り。
	12月	全国人民代表大会常務委員会会議において、草案に関する第2回審議が行われる。
2007年	4月	全国人民代表大会常務委員会会議において、第3回審議が行われる。
	6月	全国人民代表大会常務委員会会議において、第3回審議の継続審議が行われる。
	同	全国人民代表大会常務委員会により採択、公布される。
2008年	1月	施行

(2) 労働契約法の主な内容

労働契約法は、労働者保護が基本的な性格となっていることから、現行の労務管理の大幅な見直しが求められることとなり、使用者は早急に対策を行う必要がある内容となっている。主な内容は次のとおり。

- 労働契約法は、労働契約の締結、履行、解除及び終了に関し、労働法に優先する。
- 使用者が労働者の利益に直接関わる労働報酬、業務時間、休暇などの規則制度または重要事項を制定・改正する場合、労働組合または従業員代表と平等な協議を経て確定しなければならない。また、規則制度の実施過程で、労働組合または従業員が使用者の規則制度が不適切であると考え場合は、従業員は使用者にそれを提起し、協議によって改正・改善する権利を有する。
- 書面による労働契約の締結を義務づける。雇用の日から1か月を超えても使用者が労働者と書面による労働契約を締結しない場合には、2倍の賃金を支給しなければならない。また、雇用の日から1年を経過しても書面による労働契約を締結しない場合、固定期限のない労働契約を締結したものとみなす。
- 10年以上勤務している労働者との労働契約の更新時や、固定期限のある労働契約を2回締結しさらに契約を更新する時など、一定の状況下で固定期限のない労働契約の締結を義務づける。使用者がこの規定に違反する場合には、毎月2倍の賃金を支払わなければならない。
- 使用者が試用期間を濫用することを防止するため、

試用期間の約定を限定的に許可し、同時に試用期間中の賃金の下限の設定や契約の解除の禁止を規定。

- f 競業制限に関しては、その対象が限定しているものの、比較的広く解釈可能であり、その範囲は法規に反しない限り使用者と労働者の約定によるなど、使用者が状況に応じて柔軟に決められるようになっている。
- g 経済補償金の支払いについては、現行の労働法では不要とされていた労働契約期間の満了に伴う場合もその対象とするほか、その支給額などの基準について定めている。
- h 集団契約(日本でいう労働協約に相当)に関して、労働組合が従業員を代表して使用者と契約を締結することや、県レベル以下の区域的な集団契約が締結できることを規定している。
- i これまでの労働法には規定のなかった労働者派遣について、臨時的、代替的に使用するものとするほか、派遣機関に対して、使用者としての義務の履行や、派遣先との派遣協議の締結の義務を定めている。
- j 報酬の支払いに遅延があった場合、労働者に対して支給すべき額の50%以上100%以下の基準で賠償金を追加支給するよう命じている。

(3) 労働契約法施行の影響(主に日系企業に関する状況)

a 労働契約の書面化に関する罰則規定の新設に関して

日系企業では、労働契約法施行前から労働者と労働契約を締結しており、同法の施行に伴う変更というものは2008年6月現在特に見受けられない。ただし、同法施行に伴い、施行前に締結した契約や就業規則を同法の内容に適合させる事例は相当数確認されている。

b 無固定期間労働契約に関して

労働契約法の解釈上、企業は2回目の契約更新以降、労働者と無固定期間労働契約を締結しなければならないこととなったことから、1回目の契約更新までに労働者が企業にとって必要な人材であるか否かを判断しなければならないことになった。日系企業以外の

外資企業等も、契約期間を3年とするところが多いようである(契約期間を3年間とした場合、試用期間が最大の6か月間とすることができるため)。

c 解雇条件の明確化に関して

労働契約書に解雇事由を記載するかしないかは、各企業によって対応が異なっている。また、解雇条件に関しては、就業規則の定めが重要になることから、各企業は、就業規則の内容を明確化させる作業を行っている。

d 就業規則等の制定手続に関して

就業規則の制定について、労働契約法において民主的な手続を経た上で制定することとされたが、従来の労働法でも、最高人民法院の司法解釈において民主的な手続を経ることを要求していた。なお、法第4条の労働者側との協議については、今のところ合意までは求められていないとの考え方が一般的である。

工会(労働組合)との関係については、労働契約法は工会設置義務を設けているわけではないが、労働者側の権利意識の向上に伴って工会設置を求められる企業は増加している。

(4) 金融危機が雇用に及ぼしている影響と中国政府による対策

中国の労働事情における傾向・制度等は、中長期的に見ればその傾向に大きな変化が生じたとはいえないものの、2008年10月頃から中国の実体経済においても顕著に影響が現れ始めた金融危機により、短期的には状況が大きく変わった。

金融危機以前は、農民工の不足が生じる状況であったが、金融危機後はその影響は特に農民工が集中的に就業している沿岸部の輸出関連産業(特に労働集約型の製造業)に強く及び、企業の倒産、工場停止、大規模なリストラ等が相次ぎ、農民工の雇用に甚大な影響が生じた。

中国政府は、金融危機発生後、2008年11月の緊急雇用対策発表を皮切りに、相次いで以下の対策を発表した。

a 雇用の維持

- ・ 国有企業を中心に、リストラを抑制。
- ・ 在職訓練、交替制勤務、賃金調整等によりリストラを行わない企業に対し、社会保険補助金や雇用補助金を支給。

b 雇用創出

- ・ 労働集約型企業に対する資金援助、融資、社会サービス等を行い、雇用を拡大。
- ・ 社会サービス、公共管理分野の雇用を開発するとともに、中小企業、非公有企業への就職を促進。
- ・ 創業者に対する少額融資、創業環境の改善、創業訓練及び創業サービスの強化により創業により就業を促進。

c 職業訓練

- ・ 企業内訓練、失業者に対する職業訓練、農民工の技能訓練、中学・高校卒業生の就職準備訓練を強化。

d 大学卒業生対策

- ・ 卒業前に職場情報を提供し、企業招聘等により求職支援サービスを実施。
- ・ 卒業後、求職・失業登録を行った卒業生に対する実習、職業訓練、職業紹介、創業支援を実施。
- ・ 卒業後の未就職者及び困難をかかえる卒業生に対する就業サービスの提供。
- ・ 基層レベルや中西部における就業促進。

e 農民工対策

- ・ 失業した農民工に一時的な生活補助手当を支給。
- ・ 農民工に対する無料の職業紹介サービス及び職業訓練、創業訓練を提供。
- ・ 地元での就業及び創業を支援。
- ・ 求職情報を提供し、秩序ある出稼ぎを促進。
- ・ 地元企業や公共事業により農村余剰労働力の転職を援助。
- ・ 倒産企業やリストラを行う企業と農民工との労使関係を適切に処理し、農民工の権益を保護。

f 企業負担の軽減

- ・ 最低賃金の改定(引き上げ)の凍結。
- ・ 医療保険、労災保険、失業保険等の保険料率を一定期間引き下げ。
- ・ 社会保険料の納入を一定期間猶予。
- ・ 経営困難な企業で、リストラを行う場合の経済補償金の分割払い等の許可。

(注 1) 1元＝14.87円で計算(2008年期中平均、出所：内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」)

(注 2) SYB訓練については、西岡由美(2005)「第2部アジア諸国における職業訓練政策 第1章中国における職業訓練政策」『アジア諸国における職業訓練政策－若年層を中心に－』労働政策研究・研修機構、P25の記述に基づく。

(注 3) 西岡由美(2005)「第2部アジア諸国における職業訓練政策 第1章中国における職業訓練政策」『アジア諸国における職業訓練政策－若年層を中心に－』労働政策研究・研修機構、P24

(注 4) 1元＝14.59円で計算(2006年、出所：内閣府経済財政分析統括官付海外担当「月例海外経済データ」)

(注 5) 中国の最高の国家行政機関であり、最高の国家権力機関及び執行機関